

上下水道局 からの お知らせ

令和元年10月1日から水道料金・下水道使用料等にかかる 消費税率が10%に変わります

改定の内容

水道料金・下水道使用料等は、消費税の軽減税率対象外です。消費税率が8%から10%に変わることに伴い、税率の引上げ分については、新たにご負担をお願いいたします。

新料金表

(2か月当たり、税込)

例

口径20mmのお客様が2か月間で40m³ご使用になった場合
 ■水道料金 (改定前)6,436円 ⇒(改定後)6,556円(+120円)
 ■公共下水道使用料 (改定前)5,292円 ⇒(改定後)5,390円(+98円)

2か月で
218円の
増となります。

■水道料金

種別と口径	基本料金(円)	従量料金(1m ³ 当たり、単位:円)						
		0 ~10m ³	11 ~20m ³	21 ~40m ³	41 ~100m ³	101 ~200m ³	201 ~400m ³	401m ³ ~
一般用	13mm 10m ³ まで	0	24.2	188.1	218.9	255.2	286	338.8
	20mm 10m ³ まで							
	25mm 10m ³ まで							

■公共下水道使用料

用途	基本料金(円)	従量料金(1m ³ 当たり、単位:円)						
		21 ~40m ³	41 ~100m ³	101 ~200m ³	201 ~1,000m ³	1,001 ~2,000m ³	2,001m ³ ~	
一般用	20m ³ まで 2,420	148.5	176	198	220	242	264	

■地域下水処理施設使用料

用途	基本料金(円)	従量料金(1m ³ 当たり、単位:円)						
		21 ~40m ³	41 ~100m ³	101 ~200m ³	201 ~1,000m ³	1,001 ~2,000m ³	2,001m ³ ~	
一般用	20m ³ まで 2,420	143	154	165	176	187	198	

■農業集落排水処理施設使用料

世帯割	人数割	×2か月
3,190円	352円×使用人数	

新料金の適用時期

【9月30日以前からご使用のお客様】
12月検針(1月請求)分から

【偶数月検針のお客様】
12月検針(1月請求)分から

【奇数月検針のお客様】
1月検針(2月請求)分から

※一部、11月検針分以降で新旧の料金が混在する場合があります。該当するお客様には別途お知らせいたします。

【10月1日以後に新たに使用を開始されるお客様】
初回検針(請求)分から

サービスセンター 管理グループ
☎633-3108

教えて水道ぼうや

このコーナーでは、市民の皆さんからいただいた疑問・質問に水道ぼうやがお答えします!



マンホールカードって
宇都宮市でも配ってるの?

宇都宮市では、僕のデザインと餃子のデザインの2種類のマンホールカードを配布しているよ!
僕がデザインされたマンホールカードは宇都宮市上下水道局で、餃子がデザインされたマンホールカードは宇都宮市観光案内所(JR宇都宮駅構内)でもらえるんだ!ぜひ集めてみてね!



水道メーターの 取り換えを行っています

水道メーターの有効期限は計量法で8年と定められており、有効期限を経過しないように取り換えを行っています。対象者へは事前にはがきで通知し、後日業者が取り換え作業に伺います。当日はメーターボックス周辺に、物を置かないようご協力ください。

期間：令和元年8月20日
～令和2年1月31日

費用：無料

サービスセンター 計量グループ
☎633-3188

スマートフォンの方はこちら

宇都宮市上下水道局へのお問い合わせ・ご相談は

宇都宮市上下水道局

検索

